

なでしこ通信 第 58 号

《隔月発行》

— 目 次 —

- ★憲法について考える
～家庭・家族を守る条項がなくていいのか～
日本会議事務総長 梶島 有三
- ★高校家庭科教科書にみる子育て (2)
- ★いじめは共感性の欠如
- ★こんな「子育て Q&A」でいいのか？
- ★安保法制と拉致問題
- ★良書のご紹介
コミンテルンとルーズヴェルトの時限爆弾
現代アメリカ保守主義運動小史
憲法おしゃべりカフェ
- ★祖国愛は神の道
- ☆事務局から

憲法について考える ■ □

～家庭・家族を守る条項がなくていいのか～

日本会議事務総長 梶島 有三

憲法改正について、現在、日本会議で具体的に 7 つのテーマについて憲法改正の必要性を啓発しております。それらの中で「家庭・家族」条項について述べてみたいと思います。

憲法 24 条 1 項です。この憲法 24 条 1 項には、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦は同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなけれ

ばならない」とあります。結婚は両性の合意のみと。この「のみ」という言葉が、前々から私は気になっておりました。「のみ」というのは「二人だけ」ということです。他は入れない。排除の考えが根強くあります。憲法としては、「両性の合意のみ」の「のみ」は、強い表現であると思います。なぜこうなったのか。

この第24条を草案したのは、ベアテ・シロタ・ゴードンという人です。この人は女性で、憲法を作った当時は、22歳の独身女性でありました。彼女の著書に、『1945年のクリスマス』という本があります。

その中に第24条の憲法草案をつくった理由が書いてありました。「私は各国の憲法を読みながら、日本の女性が幸せになるには、何が一番大事かを考えた。それは昨日からずっと考えていた疑問だった。赤ん坊を背負った女性。男性の後ろをうつむき加減に歩く女性。親の決めた相手と渋々お見合いをさせられる娘さんの姿が次々に浮かんで消えた。子供が生まれぬというだけで離婚される日本女性。女子供とまとめて呼ばれ、子供と成人男子との中間の存在でしかない日本女性。これをなんとかしなければならぬ。女性の権利をはっきり書かなければならぬ」。

今私が引用した文章を、現代に置き換えてみたくなりました。

「私は各国の憲法を読みながら、日本女性が幸せになるには、何が一番大事かを考えた。それは昨日からずっと考えていた疑問だった。（ここまでは同じです）赤ん坊を背負った男性、女性の後ろからうつむきかげんに歩く男性。親の決めた相手とは関係なく結婚する娘さんの姿が、次々と浮かんで消えた。女子供と言おうものならセクハラと批判し、子供と成人男性を取りまとめていく日本女性。これをなんとかしなければならぬ」。現代はその傾向にあります。

両性の合意のみとは、親の強制で結婚させられる女性、男性が支配していた社会、これを改革したいとして作成されました。

すなわち二人だけで決めて、親を排除しなさいと言っているわけです。男性を排除しなさいと言っているわけです。その結果、憲法ができて70年。日本の社会は親の言うことなんか聞かなくてもいいという風潮も生まれました。男性が何となく頼りない風潮も生まれました。これでは家庭が、社会がうまく機能するはずはありません。

今日、最高裁判所の判決もあって、婚外子の問題も起きております。婚外子の問題は正妻ではない、すなわち外で生まれた子供に対しても、財産の相続等を平等に配分するということです。この婚外子の問題について、GHQの憲法草案の元となった原案が残ってお

ります。その文章も、ベアテ・シロタ・ゴードンさん自ら書いた文章です。それを読んでみたいと思います。

ベアテ・シロタ・ゴードン執筆条項「①妊婦と乳児の保育にあたっている母親は、既婚未婚とを問わず国から守られる。彼女たちが必要とする公的援助が受けられるものとする。②嫡出でない子供は、法的に差別を受けず、法的に認められた子供と同様に身体的、知的、社会的に成長することにおいて機会を与えられる」。これが第24条2項の原案になった箇所であります。この草案はそのまま現憲法の2項にはなりませんでしたが、2項の条文にある「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定しなければならない」として改められ、表現されたこととなります。最高裁判決に基づいて民法が改正されました。法律に基づいて正式に結婚し、そこで生まれた子供と、不倫をして社会的にはあつてはならない男女関係で生まれた子供が、平等に財産相続できることになったのです。それでは何のための法律に基づく結婚でありましょうか。

この結果、愛さえあれば法律に縛られない同棲でもよいという男女が増加するでしょう。シングルマザーも増加すると思います。ベアテ・シロタ・ゴードンさんは、憲法草案を自分が22歳で引き受けたとき、こう言っております。「私などはハイスクールの社会科で習った程度の知識しかない。エベレストの谷間にいるほどの落差だ。どうしよう。でもチャンスだわ。（中略）受験前に突然知らない問題が出るという噂を聞いたときの学生の心境だ。まして私は若い。メモをする手が震える」。これが引き受けたときの心境であります。

22歳の女性によって、憲法24条は生まれました。そして70年近く日本人はこの憲法を守ってきました。この憲法24条によって日本の家庭は崩壊の一途をたどり、家族の絆は失われつつあります。

私は憲法に、「家庭・家族」を守る条項を明記すべきであると思います。

□ ■ 高校家庭科教科書にみる子育て(2)

先号に続き、松山市内の高校で使われている教科書の子育ての章を読み比べてみた。使用した教科書は前回と同じ以下のものである。

松山東高 開隆堂「次世代を育む」(p.28~p.47)

済美高校 第一学習社「次世代をはぐくむ」(p.20-p.41)

松山北高・済美平成 東京書籍「子どもと共に育つ」(p.30-p.53)

今回はどの教科書も大きく扱っている「児童の権利に関する条約」(子ども権利条約)をみてい

く。

【東京書籍】子どもが生存と発達を保障され、不当な取り扱いから保護され、自分らしく生きる基本的人権を実現するために、1989年の国連総会において、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択された。これは、子ども自身の最善の利益を考慮して、親や社会が果たすべき義務を国際的に約束した画期的な内容の取り決めであり、日本は1994年にこの条約を批准している。（p.50）

欄外の説明：子どもの権利条約は、子どもに関わる全ての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮し、生存、発達、保護、参加という包括的権利を子どもに保障し、親には養育に対する第一次的責任を、国には保護者への援助と福祉施設およびサービスの提供を義務付けている。①生存権（生きる権利）健康に生きるために、食料、医療、社会保障などを受ける権利。②発達権（育つ権利）教育権、休養・遊ぶ権利、自分らしく育つ権利。③虐待・放任・搾取からの保護（保護される権利）身体的、精神的暴力、侵害または放任、性的虐待を含む不当な取り扱い、搾取などから保護される権利。家庭環境を奪われた子が、国によって特別な保護及び援助を受ける権利。④意見表明権・参加権 その年齢及び成熟に従い、自由な意見表明をする権利。情報の自由、思想・良心、宗教の自由、集会の自由への権利。（p.50）

【開隆堂】戦争と貧困は、もっとも弱い立場にある子どもたちの命と権利を奪ってきた。子どもたちを犠牲にしてきた反省から、子ども一人ひとりの存在を認め、1989年に子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）が国際連合で採択された。日本も1994年に批准している。この条約での子どもとは18歳未満の者をいう。

子どもの権利条約は、子どもに関する取り決めをするにあたって「子どもの最善の利益」が考慮されるべきであり、「自由に意見を表明する権利」「思想・良心・宗教の自由」「結社や平和的な集会の自由」などの市民権が子どもにあることを明らかにしている。

子どもの権利条約が採択される以前の日本でも、全ての子どもが「生活を保障され、愛護される」とする児童福祉法が1947年に、その精神を示した児童憲章が1951年に制定され、子どもの権利が明らかにされてきた（欄外注：1994年の子どもの権利条約の批准により、子どもを権利の主体としてとらえようという方向が確認された。）（p.46）



子どもの権利条約の主な内容・・・○行政・立法・施設は、子どものことについて決めたり処遇を行うときは、子どもにとってもっとも利益になるように

考えなければなりません。（子どもの最善の利益 第3条）○政府は、すべての子どもたちの命が守られることを約束し、子どもたちができるだけ豊かに育つように努力します。

（生命の権利、生存・発達の権利 第6条）○政府は、すべての子どもが自分にかかわることについて自由に自分の意見を表明することができることを約束します。（意見表明権 第12条）○政府は、子どもたちが思想や良心、宗教の自由の権利を持っていることをみとめます。（思想・良心・宗教の自由 第14条）○政府は、子どもたちが自由にグループを作ったり平和な集会を行うことをみとめます。（集会・結社の自由 第15条）○お父さんとお母さんは子どもを育てるうえで共同の責任があります。子どもたちにとってもっとも利益になるように子育てしなくてはなりません。政府はお父さんやお母さんが子どもを育てるために援助を行います。（親の第一次的養育責任と国の援助 第18条）○政府は、この条約に書かれていることをおとなや子どもたちにひろく知らせる努力をします。（広報義務 第42条）（p.46）

【第一学習社】 児童福祉に関する日本の基本的な考え方は、日本国憲法にもとづいて、児童福祉法（1947 公布）と児童憲章（1951 年宣言）のなかで明らかにされている。さらに児童の権利に関する条約（1989 年に国連総会で採択され、日本は 1994 年に批准した）では、世界的な視野から、子どもの人権を尊重すべきことが示されている。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の主旨・・・1. 差別を禁止する。（第2条）
2. 「子どもの最善の利益」を考慮する。（第3条）
3. 子どもの意見表明権を保障する。（第12条）
4. 親が第一義的に養育の責任をもち、それを国が援助する。（第18条）
5. 親による虐待・放任・搾取から子どもを保護する。（第19条）

日本の児童福祉は、これまで、おもに保護が必要な児童を対象にした施策であった。しかし、これからは、すべての子どもたちを権利主体としてとらえ、社会の変化に対応しながら、すこやかに生まれ育っていけるようにしていくことが大切である。（p.38）

《編集部》教科書によって表現に違いがあるが、3社ともかなりのスペースをこの権利条約に使っている。文科省のHPの記載は以下の通りである。

『児童の権利に関する条約』（1998年10月）

1989年（平成元年）11月20日第44回国連総会において採択され、我が国は、1990年9月21日にこの条約に署名し、1994年（平成6年）4月22日に批准を行いました。（我が国については、1994年5月22日に効力が生じています。）

この条約は、世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

本条約の発効を契機として、更に一層、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。

《編集部》 ちなみに、アメリカ合衆国は調印しているが、批准はしていない。その理由は以下のように要約される。

○子どもの自律権 (autonomy) を全面的に認めたものであると解されており、親の権威や家庭の統合を破壊すると考える人が多い。○子どもの社会権 (教育や健康の権利など) が認められているが、アメリカでは社会権を権利として認めることに根強い抵抗があり、連邦憲法でもたとえば教育への権利でさえ明示的には保障されていない。○州によってははっきりと違反する法制度が (たとえば、18歳未満の少年の死刑) が存在する。

《編集部》 高橋史朗先生は、親学推進協会のメールマガジン(6月15日発行)で、この条約に**触れておられます。**

児童の権利条約の第3条には、「児童の最善の利益が主として考慮される」と書かれているが、児童にとって何が「最善の利益」になるかについては、深い洞察が必要である。目先の利益を追求する人権主義よりも、目先の利益を否定し抑制しうる「人格」を育成することのほうが、長い目で見れば児童の「最善の利益」につながることを忘れてはいけない。「人権」と「人格」はセットとして考えるべきであり、子供を権利行使の対象としてとらえるのではなく、教育の任務は子供を「人権」の正当な行使者に育てていくことにありと捉える必要がある。

本人にとって利益であることをもって行為の自由に干渉することを正当化する「父権主義」を「パターナリズム」という。教師と生徒の関係は、専門家と素人という意味では決して平等でも民主的でもない。

しかし、このパターナリズムが本人の利益という際どい一線を超えて度を過ぎると、子供の自律性を阻害する過干渉となる。それ故に、児童の自発性を重んじるボランティアとパターナリズムとをバランスよく調和、共存させることが、児童の権利条約の趣旨を生かす上で最大の課題となるのである。

換言すれば、子供の気持ちを無条件に受容する母性原理と、子供のわがままと対決して子供の壁になる父性原理をうまく使い分け、調和、共存させる「教育の原理」が求められるわけであるが、この点をはき違える人が多いことが問題なのである。すなわち、子供の意見を「聞く」と、それに「従う」ということの区別がつかない人が多いのである。

それ故に、お茶の水女子大名誉教授の森隆夫氏は「子供の意見をきかないとわからないというような人が聞くと必要以上に聞いて、聞きすぎることになりかねないし、そういう人に限って、子供の意見を聞くということは、それに従うことだと思ひ込む人が多

い」「子供はこの高さ、大人はこの高さ、だから教育しなければいけない。その弁証法がないのです。だから意見表明権なども誤解されている」と指摘しているのである。

法的平等を説く「法の論理」で子供の人格を育成することはできない。子供には、「叱られる権利」や「大人に頼る権利」がある。子供の成長のためには、親や教師が対等な関係ではなく、一段高い所に立って「子供の最善の利益」とは何かを考え、パターンリズム（父権主義）とボランティアリズムを人、時、所に使い分けていくことが必要である。その意味では、決して大人と子供との関係は平等であってはならないのである。

お茶の水女子大学の森田明教授は「アンチ・パターンリズムを標榜する子供の人權論・自己決定論は端的に言って、よるべを失った不信の時代のヒューマニズムに他ならない」と厳しく批判しているが、大人の権利と子供の権利を明確に区別し、「教育の論理」と「法の論理」を区別することが大切である。

いじめは共感性の欠如

～防止の鍵は2歳の終わりまでの幼児教育～

岩手県で中学生の痛ましいいじめによる鉄道自殺がありました。学校の対応が問われています。担任や校長の取り組みも問題ですが、いじめをしない（どの時代にもいじめがゼロということはありませんが、それにしても）子供に育てるといふ根本的なことがメディアでは取り上げられていないように思えます。以下は平成24年11月3日の産経新聞、解答乱麻欄の高橋史朗先生です。

自民党は総裁直属の「教育再生実行本部」（下村博文本部長）を設置し、5つの分科会で11月中に教育改革ビジョンを策定する方針を決めた。10月の同分科会で提言させていただいたが、日本の教育は根が枯れ幹が腐りかけており、枝葉の対症療法的改革だけでは再生不能である。

教育再生の取り組みは目先の費用対効果で仕分けてはいけない。国家百年の大計に立って、家庭教育と幼児教育という教育再生の根と幹に焦点を当てた根本的改革を望みたい。

大津市の事件以来、いじめの全国的広がりの実態が浮き彫りになったが、いじめの根っこにある問題は、共感性と規範意識の欠如である。

かつて臨教審のプロジェクトチームは「いじめっ子は3歳児で発見できる」との中間報告を発表したが、第1部会でご一緒させていただいた山本七平氏は、「親子を共に律する規範」がなければ、信頼感は生まれえない、これを培ってきたのが日本の家庭教育の伝統だ

と指摘した。

かつて臨教審のプロジェクトチームは「いじめっ子は3歳児で発見できる」との中間報告を発表したが、第1部会でご一緒させていただいた山本七平氏は、「親子を共に律する規範」がなければ、信頼感は生まれず、これを培ってきたのが日本の家庭教育の伝統だと指摘した。

弱者いじめは人間として恥すべき行為だという価値規範の形成、相手の痛みを感じる共感性を育む愛着形こそ家庭教育の2大役割である。前者は父性的関わり、後者は母性的関わりによって育つものである。

文部科学省の徳育に関する懇談会によれば、この恥と共感性が育つ臨界期は2歳の終わりであるという。ならば、いじめを予防するためには、3歳までにこの2つの愛情（優しさと厳しさ）を注ぐことに国を挙げて取り組む必要があるのではないか。いじめと深い関係にある自己抑制力の中核である眼窩（がんか）前頭皮質の発達の臨界期は3歳までであることが米カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）の共同研究によって明らかになっている。

平成20年に施行された兵庫県小野市のいじめ等防止条例第8条（家庭の役割）には、「父母その他の保護者は…社会の決まり等を身に付けさせる役割を果たさなければならない」と明記されている。また、10月2日に可決成立した岐阜県可児（かに）市の子どものいじめの防止に関する条例第6条（保護者の責務）にも「保護者は…いじめは許されない行為であることを説明し、これを十分に理解させるように努めます」と書かれている。さらに、全国に先駆けて熊本県が策定した「家庭教育支援条例案」第6条にも保護者の役割が明記されている。

米国では50州中49州で「いじめ対策法」が制定されて成果を上げているが、それは家庭や地域もいじめ防止に責任を負っているという意識改革が徹底されているからだ。

わが国に今求められているのは、このような親、大人の意識改革である。そして、親の責任を明記した教育基本法第10条の趣旨を発展させる家庭教育支援法（国）・条例（地方）といじめ防止対策基本法（国）・条例（地方）の制定が必要である。さらに急増しているネットいじめへの対策を保護者に啓発する「ネットアドバイザー」を育成、小中学校に派遣することが急務である。

カナダでは「共感の根」プログラムが実施され、妊娠中のカップルが小中学校を訪れ、出産後も親子で毎月学校を訪問し、親子の絆、共感性に気づかせる体験学習が行われてい

るが、わが国でもこうした「親になるための学習」が必要である。

こんな「子育てQ & A」でよいのか？

毎週水曜日に産経新聞の生活面に「原坂一郎の 子育て相談」という欄があります。6月3日の紙面は「娘になめられている」と感じる母親からの相談です。

Q 中学1年の娘になめられている気がします。先日は突然、私に後ろから帽子をかぶせようとしてきました。友達親子といわれるほど対等に接してきましたが、私より背も高くなり、見下すような態度を取るように。本人はふざけただけのようですが、不快に思ったことを伝え、注意した方がいいでしょうか。

A 最近、「友達のような関係」になっている親子が増えているといわれています。それを、親の威厳の低下と嘆く人も多いのですが、私はそうは思いません。

「親しみやすい」「仲がいい」「気兼ねなく何でも言える」のが友達です。今の子供たちは、大人にもそれを求めています。そんな大人には心を開き、本音の付き合いをしてくれます。学校でも生徒から好かれ、慕われている先生ほど、友人と話すような感じで話しています。幼児もそうで、私は保育士時代、同じギャグを何度もしたとき、子供から「もうええ、しつこい！」と怒られたこともあります。保護者の方は「先生になんてことを！」と思うかもしれませんが、いいのです。生徒から親しまれているからこそそのことなので。

あなた方親子がまさにそれで、娘さんはお母さんを見下すどころか、何をやっても受けとめてくれるという信頼感を持っているからこそ、そんなことをするのでしょう。これまで一人の人間として対等に接して来られたからこそ作られた信頼感、安心感です。

帽子をふいに後ろからかぶせる。タメ口で話す。娘さんも、そんなことは仲がいい人にだけしかしていないはずです。もしもお父さんにもしているならば、娘さんに慕われている証拠。むしろ喜ばしいことです。父親をうっとうしがっている子供は絶対にしません。

不快だからといって注意ばかりしていると、そんなことをしなくなる代わりに、「冗談も通じない親」と思われ、心も離れていきます。実際、そうなってしまっている親子はたくさんいます。そんな方は、あなたのような親子をうらやましがっていますよ。（こどもコンサルタント）

この「Q&A」に関連して、「なでしこ通信」57号に引き続き、田下昌明先生の「真っ当な日本人の育て方」から引用させていただきます。

☆父母と子供は対等ではない

動物には群れをなすものと、孤立単独で生きるものがあります。そして、私たち人間には個人として生きる面と、社会（群）の一員として生きる両面があります。後者のために、私たちは子供に社会性を身につけさせなければなりません。これを教えることが父親の受け持ちであります。具体的に言うと「群（社会）に加わるための掟」を教えることです。これを身につけさせることが「躰」です。

このことを実践していく時、父親には「強さ」「厳しさ」「忍耐力」がなければなりません。私たちは目の前にいきなり何かを突き出されたら瞬間に目を閉じますが、こういう動作を「反射」といいます。これと同じように、その場面に出会ったとき、躰された内容を子供が考えてから対応するのでは役に立ちません。反射的にやれなくてはなりません。つまり、躰とは社会的反射を身に付けることなのです。これは理屈ではないので、強制的に子供に教えなくてはなりません。だから父親は強くなければならないし、厳しくなければならぬ、また忍耐強くなければならないのです。父親と子供とが友達のような関係ではいけないと言った理由は、ここにあります。

これに母親も加えて、父母と子供は対等ではないのです。この点も非常に重要です。父母と子供が対等になると、躰、教育がうまくいきません。理由は、「保護」が「干渉」になり、「指導」が「助言」となり、「命令」が「依頼」にしかならず、すべてのことについて強制ができなくなるからです。

安保法制と拉致問題

葛城奈海さんの6月25日付産経新聞の文章をご紹介します。葛城さんは、昭和45年生まれ。東大農学部卒のキャスター、女優。予備役ブルーリボンの会広報部会長。やおよろずの森代表。近著に『国防女子が行く』（共著）があります。

■安保法制論議、拉致被害者救出には一言もない■

葛城 奈海

「少なくとも数人は帰ってくるのでは」と、日本中の期待を集めた日朝のストックホルム合意から丸1年がたった。結論は周知の通り、政府認定の拉致被害者、特定失踪者の誰ひとりとして帰国は実現していない。再調査のための特別調査委員会を設置したことを評価して、日本は制裁の一部を解除したが、またしても北朝鮮に弄ばれた感は否めない。「最後のチャンス」とすがるような思いで推移を注視していたご家族の落胆はいかばかりであろう。

ここへきて、そのご家族の傷に塩をすり込むように思えてならないのが、安保法制論議だ。「切れ目のない法整備」を謳い、11もの法案を並べながら、拉致被害者救出に関しては与党も野党も一言もない。在外邦人の保護については当該国の同意が前提となっている

が、北朝鮮が自衛隊による拉致被害者救出に同意するわけもない。

かつて安倍晋三首相は、「いざとなったら米国に頼むしかない」と語ったが、筆者が予備役ブルーリボンの会で活動を共にしている自衛隊の特殊部隊OBは、「対米協力と同じくらい熱意を持って、自衛隊による拉致被害者救出を可能にする法的根拠を示せば、自衛隊はその準備に鋭意取り組むだろう」という。にもかかわらず自国民を守ることをいつまでも米国頼みにしては、独立した国家として情けないではないか。現行法で自衛隊を使えないというなら、今こそ法整備の好機であろう。議員のブルーリボンバッジは、まやかしか。

当会では北朝鮮工作員侵入・拉致シミュレーションを実施したことがあり、筆者はその被害者役を務めた。言葉巧みに注意を逸らされた隙に引き倒され、手足を縛られ、猿轡をはめられ、麻袋をかぶせられた。全身砂だらけになり口の中には血の味がした。何の罪もない国民がある日突然このようにして連れ去られ、以後何十年も意に反した人生を異国で送っているという事実には、どう向き合うのか。

これからの危機に備えることはもちろん大事だが、既に現存する安全保障問題をこそ、まずは直視してもらいたいものである。

特定失踪者問題調査会の荒木和博代表もメルマガ（27年7月15日）にはこのように。

■ どうせ強行採決するなら ■

衆議院の安保法案委員会採決について、色々なご意見があるようです。私も思いはあるのですが、それを全部措いて、とにかく我慢できないのは、何でこれだけ大騒ぎして拉致問題が出てこないのか、ということです。

与党もあれだけ無理をして通し、野党も議場でプラカードまで掲げて阻止しようとしたのに、拉致被害者（言うまでもなく認定未認定関係なく）の命はどうでもいいんでしょうか。安全保障のことをこれだけやっていて「議論は尽くした」と言いながら、拉致被害者のことは放置したままです。野党もあのプラカードの中に「拉致被害者を見捨てるのか」などという言葉は一切出てきません。

ここまできると与野党で「拉致問題は議論しないでおこう」とか、「拉致問題を議論の俎上に載せないために強行採決と反対のパフォーマンスで国民の目をそらそう」と裏取引したのではないかとすら思ってしまいます。あるいは「オールジャパンとはオールジャパンで拉致問題をごまかそうとすること」なのかと。

議論の過程の中で自民党の一部で邦人救出について「相手国の了解が必要というのはおかしいのではないか」という議論がありましたが、「憲法上仕方ない」ということでほとんど無視されてしまいました。

与党も野党もあれだけ無理ができるなら被害者を助けるために無理はできないはずはありません。死文化しているストックホルム合意に見切りをつけ、外務省の担当者にも責任を

取らせ、総理自身も責任を取って方針の大変更を行うべきです。

22日の家族会・救う会・拉致議連共催の集会には私も登壇させていただきますが、これまでのような大人しい挨拶ではすませられない。そして私たち自身もこれまでのやり方を再検討しなければならないと、深刻に考えています。

★★「救う会愛媛」では、第2土曜日の午後1時から2時まで市駅前で署名募金活動を行っています。是非一度ご参加下さいませ。予定が変更になることがたまにございます。事前に事務局までご確認下さい。

また、救う会愛媛の活動資金をお願い致します。個人会員の年会費は1000円です。払込票を同封しております。めざす会更新の払込票とお間違えのないように。よろしくお願い致します。

良書のご紹介

『コミンテルンとルーズヴェルトの時限爆弾』

～迫り来る反日包囲網の正体を暴く～ 江崎道朗著 展転社 《1900円＋税》

コミンテルンの元にエドキンテルン、教育インターナショナルという世界的な教職員ネットワークを作っていました、エドキンテルン日本支部が戦前の日教組なのです。戦後その連中が日教組になった。そこにコミンテルンの末裔のようなGHQがやってきて日教組を育て、日本共産党を育てた。日本共産党はいつもの如くフロントなので表向きは叩かれて本体は生き残っている。日本だけでなくアメリカも同じ構図なのです。アメリカの教組とコンサーバティブ (conservative 保守) の人たちはものすごく戦っている。コンサーバティブは少数派なのです。少数派なのでほんとうに追い詰められて息絶え絶えだという状況です。たまに保守っぽい評論家が出てくると、おっ珍しいね、というくらい。そういう人たちは逆にいうと排外主義みたいに言われて干されるというのがアメリカの内情なので、ほんとうにアメリカのコンサーバティブの人たちも痛々しいくらい。アメリカの中にすら、国益のために日本と仲良くしなければならないんじゃないかと言う人たちは戦前戦後、少数派で叩かれまくっている。そういう人たちがいることを残念ながら日本のコンサーバティブは知らない。知らないでアメリカの保守の方々も、まともな日本と組もうとしているコンサーバティブが結構いるんだよ。その人たちと何で手を組まないのということを書わんがためにこの本を書かざるを得なかった。

『現代アメリカ 保守主義 運動小史』明成社 4000円＋税

ヘリテージ財団専任特別研究員 リー・エドワーズ

～日本人が知らない「アメリカのもう一つの戦後史」～ アメリカは、F・ルーズヴェルト大統領時代に、労組・知識人・マスコミの「ニューディール連合」によって「支配」されてしまった。左翼リベラル勢力から政治の主導権を奪い返すために、アメリカの保守主義者たちはいかにして立ち上がり、いかにして勝利したのか。

《p.149より》 1968年の秋にニクソンがアメリカの有権者に対して提示した小さな政府と反共主義という約束を果たしていたなら、わが国と世界の国々はどんなに趣を異にしていたことか。それどころか、政権を握ったほぼ初日からニクソンは、国内では疑似ニューディール政策を、そして海外ではあちこちで和解派としての外交政策を企てた。…自分を指名し、自分の大統領への選出を手助けしてくれた保守派に仕切りを設けて遠ざけてしまった。…ヘンリー・キッシンジャーをはじめとする政治的現実主義の弁護士たちといった大きな政府を目指す民主党員の助言の方を好んだ。…ニクソンのあまりの変わりように保守派は啞然とした。…北京に行くとき発表した時、溜まっていた保守派の怒りが爆発した。台湾の中華民国に対する支援と中華人民共和国への敵対は、毛沢東が1949年に大陸の支配権を奪取して以来、右派と一体ということであり、信仰ともなっていた。

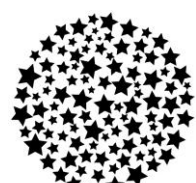
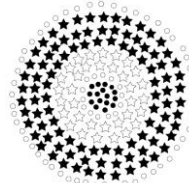
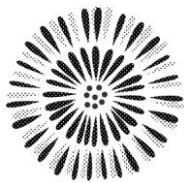
『憲法おしゃべりカフェ』 監修 百地章 編集 明成社 600円＋税

憲法って意外と身近なものと思ってもらえる1冊です。

- 地震大国なのに「非常時のルール」がない！
- 今の憲法は「家族崩壊」の要素を含んでいる！
- 憲法9条のようなものは日本にしかない！
- 横田めぐみさんが拉致されたのは憲法のせい！
- これはアメリカ人が作った憲法だ！
- アジアの国々は日本の憲法改正を望んでいる！



憲法なんてえ。苦手え。という人にお勧め下さい。



・・・祖国愛は神の道・・・

郷土愛、さらにそれが大きくなつては祖国愛 — それは超越的な立場からみますならば、一個の執着の念だとも評されましようが、さらにそれを深く考えてみますと日本に生まれた日本人は日本を愛し善くすることによって世界に奉仕し、人類に貢献すべきであります。日本人が日本的であることが、世界のためになるのは、桜の木が桜の花を咲かせることによって人類を喜ばすのと同様であります。国民がその国土に生まれて、その国土から恩恵を受け、自分が現在安穩に生活を続けているのもすべて国土のお陰です。国土の恩と同時に、その国土の開発につぶさに艱苦をなめつつ努力して来られた祖先の賜でもあります。この恩この賜の一切を否定してしまつて、祖国などはどうでもよい、祖先の意思などというものはどうでもよいものだということに祖国に対して反逆的思想をいだくということは、恩の否定、賜の否定、感謝の否定ということになって、これは神の道 — 人の道ではないのであります。

神の道といいますが、神の道とは人の道のほかにはないのであります。われわれの父母が遺愛の記念品は、たとい1個の杯であろうとも一片の手紙であろうともわれわれはそれに愛を感じる。いわんや、いく百代父祖が生命をかけた国土に対して愛を感じないことは自然ではない。それが人として当然のことであり、人情であるのであります。かくのごとき愛もただの執着にすぎないといつて排斥することになるならば、一切の人間的な麗しき人情を否定してしまふことになり、この世界を織りなしている「人間の心の美術」を無にしてしまふということになるので、それは人の道ではない — したがって神の道ではないのであります。

キリストでさえも「隣人を愛せよ」といったのでありまして、「まず遠人を愛せよ」とはいわなかったのであります。われわれは、まず手近なもの愛することから始めなければならないのであります。隣人といったら他人のことであつて、家族のことではないと思つていられたら大まちがひであります。われわれにとって最初の隣人とは家族のことでありまして、家族を本当に愛しないようなものは本当に神を愛するものではないのであります。…われわれが親子となり、兄弟となり、血縁のつながる近親者となつてこの世に生を受けてきているということは、決して偶然ではない。それは深き因縁あることであり、神がまず最初の隣人として、それらの人々を最も愛し最もよく世話をするように、われらの最も近くにそれらの人々を置き給うたのであります。むろん、われわれは距離の問題を超越して広く隣人を愛しなければならぬ。…しかし、距離を超越して愛せよとは近くを捨ててまず遠くを愛せよということではないのであります。…「近くを捨てる」ということならば、もはや「近く」とか「遠く」とかいう距離にとらえられているということになるのでありまして、本当に距離を超越したことになるのであります。われわれが真に距離を超越しえたときには、近くにかかわらず遠くにかかわらず、摂理によって自分に与えられた者を愛することができるのであります。そうすると結局、距離を超越して愛するとはまず手の届くところにある近き者を「本当」に愛するということになるのであります。

【谷口雅春著《生命の実相》第4巻 p53-p55】

◇◇◇ 事務局から ◇◇◇

★松山市内のある小学校で保護者を対象として行われた性教育講座「親子で学ぶ性と生」の配布資料と関連する文書を同封致しました。ことの発端は、2月2日にPTAの保健委員会で某小学校教諭を講師としてその講座が開催され、参加した一保護者（以下、N氏と略称）が内容のひどさに驚愕したことにあります。同封資料は、8頁からなる配布資料にN氏が解説や意見を書き込み、めざす会と読み合わせをしたものです。N氏が校長に出した手紙①、その返事②、再反論の手紙③も合わせてご覧ください。N氏の迅速な行動とこれだけの解説書を作成された熱意に敬意を表します。

★上記資料解説書の3頁右欄に、松山市議会で採択されためざす会の請願の内容の一部が参照されています。この請願は松山市の男女共同参画の5年目の見直しに絶好のタイミングでしたが、参画会議は請願にかかわらず従来通り推進するという記録を残しています。ここで光を当てていただいたN氏に感謝です。

★憲法改正を訴えて街頭署名活動をしていて感じるがあります。7月10日（金）に「美しい日本の憲法をつくる国民の会」のキャラバン隊9人がご来松。地元の7人とともに市駅前で1時間の街宣署名活動を行いました。私が得た署名7筆やの主婦の方の10筆は多い方です。署名して下さる方はごく一部です。署名確定者を対象に署名活動を行うより、不特定の無関心層が関心を持ち、改正の必要性を理解するような啓発活動が必要ではないかと思えます。署名をしなくてもちらしを貰ってくれる人はいます。そういう人たちが読みたくなるようなタイムリーなちらしを作成して配布する方法はないでしょうか。

★6月29日に愛媛拉致議連の総会がございました。映画「めぐみ」上映のあとの講演で、前拉致担当大臣・古屋圭司議員（現自民党拉致問題対策部長）は、安倍首相は100名以上の首脳と会談をされ必ず拉致問題を話題にされ共同声明にもそれを盛り込こんでおられることなど、メディアでは報道されない取り組みをお話下さいました。拉致被害者の奪還に少し希望が持てたことでした。

★ベアテ・シロタ・ゴードン氏の憲法草案への取り組みを読んでいて米国駐在員時代を思い出しました。職場に於ける日本人とアメリカ人の違いの1つに、自分に経験のない仕事を与えられた場合の対応があります。日本人はやったことのない仕事を引き受けるときには躊躇します。一方アメリカ人は、絶対に「できません」「経験ありません」とは言いません。できなくて元々。「できます！」と答えます。そしてその仕事を履歴書に反映させ、キャリア・アップに繋げていきます。

★良書として紹介させていただいた2冊と『フーバー回顧録』（George H. Nash 著）を、あの戦争が起きなかったという歴史の選択肢もあったのだと感慨に耽りながら同時進行で読んでいます。太平洋戦争は歴史の必然かと思っておりましたが、決してそうではないのですね。大統領選でフランクリン・ルーズヴェルトに敗北したロバート・フーバー（1874～

1964) はアメリカはヨーロッパの戦争に決して参入してはならない、日本とも戦争をしてはならないと主張しています。アメリカは一枚岩で反日施策を取っていたのではなかった！眼からウロコでした。複眼的に歴史を学ぶことは未来に希望も持たせてくれると思います。

★56号でご報告のように昨年度の会報の発行回数を鑑み、会費の更新のお願いを1年間は致しておりません。ご住所の下に印字されている数字は今まで会費を納入していただいた〈年と月〉を表しています。払込用紙の同封をもって更新のお願いとさせていただきます。年会費は平成25年11月23日付会報54号より2000円に謹んで変更させていただいております。

★次号は、行政が幼児の母親にどのような子育て指導をしているか、母子手帳の内容を見ていこうと思います。聞くところによりますと、敗戦により伝統的子育てが否定された時代に推奨された育児法がそのまま書かれているとか？さらに子宮頸がんワクチンの重篤な副作用が報告されるようになったことで、接種数はどのように変化しているか、そのあたりも調査する予定です。

健全な男女共同参画社会をめざす会

会長 青井 美智子

〒791-0221 愛媛県東温市上村甲 218

TEL 090-8971-7721 FAX 089-964-3903

ホームページ <http://www.mezasukai.com/> メール michikoaoi25@yahoo.co.jp